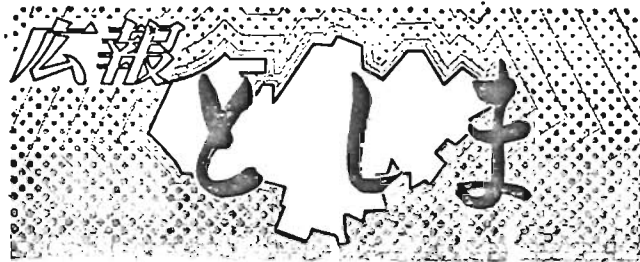


世帯と人口
11月1日現在

人口	322,627	前月比 (+90)
男	161,055	(+90)
女	161,572	(0)
世帯数	136,370	(+265)

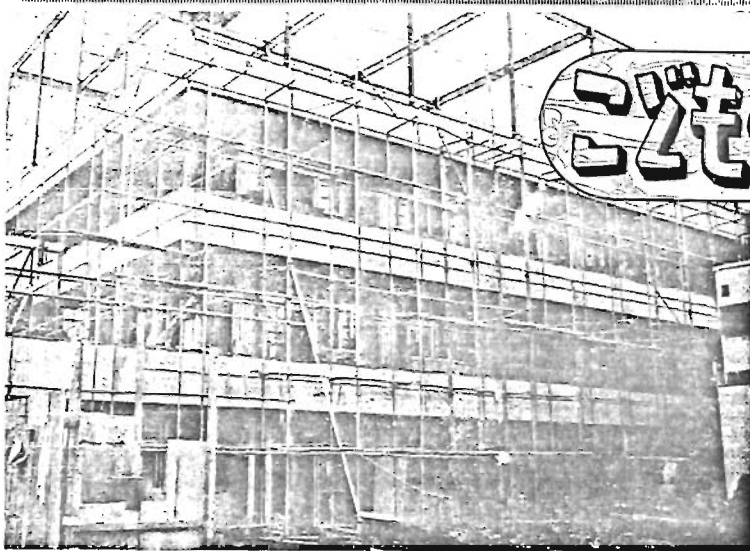
(住民基本台帳による)



発行 東京都豊島区役所 豊島区東池袋 1-18-1 ☎(981) 1111 千170 編集 広報室

ズバリお聞かせください

981-1133
電話は夜間・休日でも利用できます。区政に対する意見・要望・苦情をお聞かせください。



こどもの夢を育てる

明春二月オープンめざす

南長崎児童館 (仮称)

児童遊園がこどもたちの外の遊び場ならば、児童館は部屋の中の遊び場。ことし五月から工事を進めています。三番目の児童館、南長崎児童館が、明年二月オープンをめざし、最後の仕上げにかかっています。建設場所は南長崎四丁目十二番七号で、区立幼稚園と併設され、その延べ建設面積は九百三十一平方メートル。工費は六千二百二十三万円、二階以上が児童館です。同館には、ふだん遊びの施設に恵まれなかったこどもへのプレゼントとして、内部の施設や備品などは、とくに気をくばり、使用されやすいよう盛りだくさんの設計のものにつくられています。

2階

自然観察が楽しめる
熱帯魚や淡水魚

四十五席が設けられている勉強室(六〇平方メートル)、指導員のもとに楽しいグループ活動ができる六十五人収容の学童室(九六平方メートル)のほか、管理事務室がつくられています。とくに自然に親しむ機会の少ないこどものために、勉強室と廊下の間に長さ一メートル、幅五〇センチ高さ七〇センチの水槽三つを備えて熱帯魚・海水魚・淡水魚を泳がせる計画で、きまその準備を進めています。きつと自然観察や飼育などを楽しむことができます。

3階

他館に例を見ない
広い遊戯室

一度に七十五人がはいる広いスペースをとった遊戯室(百平方メートル)のほか、ゲームや遊び道具をいっぱい備えた四十五人収容の教養娯楽室(九〇平方メートル)などがつくられています。

屋上

体力づくりの場
ラインボースポーツ場

お目見え

(中屋上) タテ十三メートル、ヨコ十二メートルの広さをもち将来ローラースケートができるよう設計されています。(屋上) タテ二十二・五メートル、ヨコ十二メートル、高さ五メートルのアーチをつくり、そこに金網を張りめぐらしラインボースポーツ場を設けました。さんさんと輝く太陽の日ざしを浴びながらキャッチボールなどの球技に快適な体力づくりが約束されます。

1階

併設される
南長崎幼稚園 (仮称)

4月に開園

児童館の一階には区立幼稚園として二番目の南長崎幼稚園(仮称)が併設されます。今までは、西果町幼稚園だけだったため、区内の西部の方々からとくに開園がまわられています。

なお、区立幼稚園についての事務は学務課学事係(内線四〇)

児童館の一階には区立幼稚園として二番目の南長崎幼稚園(仮称)が併設されます。今までは、西果町幼稚園だけだったため、区内の西部の方々からとくに開園がまわられています。

なお、区立幼稚園についての事務は学務課学事係(内線四〇)

☆利用案内

もちろん無料(開館時間は)午前九時から午後五時まで。休館日は、毎週月曜、その日が祝日のときは翌日。くわしいことは児童課児童係(内線37)におたずねください。

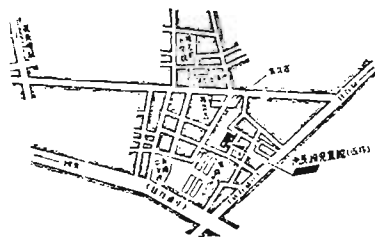
児童館についての意見 (小学校五年生)

児童館はたのしいところです。学校で授業が終わってからは、僕は毎日ゆきます。館にはたくさんのおもちゃ、玩具、体育用品があって、五時まで十分に楽しく過ごせます。

今、音楽のグループに入っていますが、ピアノ、オルガン、その他の楽器が揃っていて児童館の先生がわかりやすく指導してくれました。

一つ希望があります。それは学童保育のお友達が目曜日に利用出来るのに、僕は月曜日に休むのでちょっと不自由です。日曜日は父や母と外出することが多いので児童館にはあまりゆきません。

日曜日に児童館が休んで月曜日に学童保育のお友達と一緒に遊べたらと思います。



広報課を広報室に

再開発課も新設

再開発課も新設

12月1日 改正
組 織

(広報室)
区民のみならずが区政についてのご要望やご意見・苦情などをお気軽に持ちこめる場として新たに区民相談室を区役所庁舎一階ロビーに設け、専任の相談主任を置きます。また「区長と区民が懇談する会」を今後各地で開催して行くこと、さらに、複雑・多様化する区民の要望を区長に迅速に伝えたり、区民の方からの提言を区政に効果的に反映すること、などを進めて行くためには、現在の体制では十分応じきれない面

があるため、従来の総務部広報課を人的、物的に補強充実させて助役に直結する「広報室」に改めました。

(再開発課)
区内では池袋駅西口、東京拘置所跡地その他市街地の再開発が進められている現在、無定量的な業務量が見込まれる再開発事業に関する事務を執行して行くためには、現行組織では不可能なため、新たに建築公事部に再開発課が設けられることとなったもので

児童手当の申請は

おすみですか

児童手当の支給対象が、つぎのように大幅に改正されました。新たに該当することとなった方は、申請してください。

- ・第一子の年齢が「十八歳未満」に引き上げられました。
- ・公的施設(都立、区立、国立)に入所していても支給対象になります。

扶養の親の人数	所得限度額
0	1,126,000
1	1,241,000
2	1,356,000
3	1,471,000
4	1,586,000
5	1,701,000
6	1,816,000
7	1,931,000
8	2,046,000
9	2,161,000

・所得制限が別表のように引き上げられました。

◎所得とは給与所得のみの人の場合は、年間収入から給与所得控除を引いた「給与所得控除後の金額」です。事業所得者などの場合は、年間収入から必要経費を引いた「金額」です。

◎保護者の扶養親族等の数の計算方法

- ・税法上の控除対象配偶者十人以上の控除対象扶養親族数十保護者が扶養している親族でない児童の数
- ・実子でなくとも監護および生計を同じくまたは生計を維持している事実があれば支給要件

申請は、以前に手当を申請したが認定されなかった人または資格を喪失された人で、改正後に該当することとなった方は、係にお問い合せのうえ申請してください。

昭和四十七年一月から昭和四十八年三月までで対象児童は第三子以降が昭和四十二年一月二日以降に出生した児童です。ただし、公務員(三公社を含む)の方は各所属の勤務先で支給されます。

ただいま受付けていますのでお問い合わせは
児童課児童係(内線357)へ

戸籍の届出は

お忘れなく

——ことは戸籍制度創設百年——

◎今年には戸籍制度ができて一〇〇周年になりますので、この機会に戸籍について説明してみたい。

◎戸籍の主な届出の取り扱いは、別表のとおりです。

婚姻届等については、届出により法律上の効力が生じますので、特に結婚した場合は、準式の日届け出たものになります。その他届け出のくわしいについては、豊島区役所戸籍係にご相談ください。

◎戸籍は、だれでも手数料を納めて閲覧することができ、謄本抄本の交付を請求することができます。

◎謄本とは、戸籍の全部を写し写したものであり抄本とは戸籍の一部を抜き書きしたものです。

種別	届出期間	届出地	備考
出生届	出生の日から十四日	本籍地、所在地又は出生地	医師又は助産婦の出生証明書を添付
死亡届	死亡の事実を知った日から七日以内	本籍地、所在地又は死亡地	医師の死亡診断書又は検案書を添付
婚姻届	届出期間なし(届出により効力を生ずる)	本籍地又は所在地	
養子縁組届			

◎本籍の表示方法

住居表示により住所の名称が変わっても、本籍は、新町名と住居表示前の番地であらわします。

◎記載事項証明

一通につき 五〇円

◎手続料は全国共通です

- ・謄抄本 一通につき 五〇円
- ・一人〜三人 一〇〇円
- ・四人〜七人 一五〇円
- ・八人〜十一人 二〇〇円
- ・以下四人増すごとに五〇円加える

◎新住所

東京都豊島区池袋本町四丁目八番九号

◎旧住所

東京都豊島区池袋五丁目二百八十八番地

本籍は 東京都豊島区池袋本町(内線357)におたずねください

青少年育成の現状と問題点

専門委員会中間報告

(その2)

この中間報告は、豊島区青少年問題協議会が、昨年十二月八日に区長から諮問を受けた「青少年の健全育成をはかる基本方針」に対して出されたものである。

この報告はつぎの四つの柱によって構成されております。

- 第一章 青少年育成の基本的考え方
- 第二章 行政の現状と問題点
- 第三章 育成にあたっての住民と行政の協力関係
- 第四章 区民における青少年育成活動

今月号では、このうち第二章以下の内容について解説してまいります。

第二章 行政の現状と問題点

ここでは、戦後の青少年問題に対する考え方をかえりみて、非行防止対策から積極的な指導育成への質的転換が進みつつあることと、青少年の行政領域がそれだけの政策、それぞれの行政目的にわたって、かなり広範囲にわたって、多方面から行政の対象となつてきていることをあげてみます。

また、明確な体系的原則をもたずに進められてきた青少年対策が、行政の分野を画然と区分できるような体制が確立されず、きたことは、行政の末端にいくにしたがって混乱していることを指摘してまいります。

第四章 区民における青少年育成活動

この章は、青少年育成における住民の役割の重要性を明らかにし、「行政措置でなしえない効果をおよぼすことができるのは、住民の自発的で積極的な活動である。したがって、行政に依存的なものであつたり、形式主義的なものであつては効果をおよぼすことはできない。」

青少年と心の触れ合う関係を作りだし、親密で若々しいものであることが望ましい。

また、地域団体の育成活動の現状の項で

「財政力に依存し、青少年の自主性や創造力が欠けるような方向は好ましくないのではないので、質的向上をめざす努力が必要である。したがって、計画のプログラム参加や多少の経費負担(会費)は必要と考える。」

と述べ、青少年の自立性を伸長するような援助、助言を与えることを訴えています。

個々の団体については、町会PTA、婦人団体、子ども会、体育団体、レクリエーション団体などにもふれ、町会にあっては、青年令層と若年令層との話し合いの場をもち、役割の分担をすることが望ましいこと、PTAは地域社会との交流の活性化をはかり、子ども会結成について先導的役割を果たす必要があることを説いています。

このように今回の報告は第一章の基本的考え方を前提とした「育成のあり方」が全文を通じて流れていることがわかります。近日中に出される最終報告が各関係者から多くの期待をもたれています。

催し

▽土曜映画会

会場は区民センター5階です。午後1時からです。

12月は長編記録映画の特集で4日「火山の警異」11日「海底探検 世界一周」18日「鉄路の闘い」他に短編のカラー映画も同時上映します。入場は無料です。

▽レコードコンサート

オーケストラを演奏しむい

毎週水曜日の午後6時から区民センター5階音楽室でレコードコンサートを開いておりますが、12月22日には区音楽教室のオーケストラによる特別コンサートが開かれます。

大きな会場で行なわれる音楽会とちがひオーケストラがあなたのそばで、楽しい曲を演奏します。

8日は、ロイヤル音楽派特集として「はげ山の一夜」「スペイン 奇想曲」その他、解説は音楽評論家の門馬直美氏。

15日は、フレンチポップス特集「アダモ」その他、解説は音楽評論家の永田文夫氏。

22日は、音楽教室オーケストラ特別コンサートとして、コレルリ「クリスマス協奏曲」パッハ「アヴェマリア」「バイオリン協奏曲 第二番」モーツァルト「喜遊曲 第一番」その他が演奏されます。

▽青年フェスティバル

12月19日(日)午前10時から午後6時まで

区立青年館 第七六四〇

(池袋駅西口下車徒歩10分)

映画・フォークダンス、ゲームコラッセ、写真展など。

※喫茶と軽食の用意があります。



福祉事務所

お年寄の福祉のために
こんな制度があります

ながいあいだ社会に貢献され
たお年寄りの方のためにいろ
んな福祉施策がありますが、最
近実施されているものにつき
ようなものがあります。
ご利用ください。

「マットレスを支給します」

三つに分割できる「スプリ
ングマットレス」をさしあげま
す。支給される方は、六十五歳
以上の常時臥床者（いわゆる寝
たきり）で、生計中心者が所得
税の非課税の場合に限ります。

「特殊ベットをお貸します」

寝たまま横になって、もの
にもたれて食事をする。このよ
うな方のために、無料でお貸し
するものです。
このベットは、ハンドルを回
わすと上半身が起きたり、足の
方があったり、テーブルを取
りつけると食事や読書もでき
るように設計されておりま
す。お貸しできる方は、生計中
心者が所得税の非課税の場合に限
られております。

「希望の椅子をお贈りします」

これは豊島区独自の事業で、
脚に車がついて自由に動き、便
器もつけてあり、また机を取り
付けることができるなどの工夫
をこらしてあります。



お贈りできる方は、歩行が困
難で、用便などに支障があるな
ら、からだの不自由な年令六十
歳以上の方です。

「白内障手術費を助成」

六十五歳以上で、国民健康保
険の被保険者、職場の健康保険
の被扶養者で、原則として生計
中心者が所得税を課せられてい
ない場合に限りお貸しされてい
ます。助成される費用は、手術の術
前検査料、手術費等の診療費の
自己負担金と特殊眼鏡代です。

「所得控除」

身体または精神に障害のある
六十五歳以上の方で、身体障害
者手帳や愛の手帳を持っていな
くとも、つぎのような方は、福
祉事務所長の認定で所得控除が
受けられます。
ねたきりのご老人：
常時臥床六月以上の方
身体障害者に準ずるご老人：
身体障害者福祉法の別表
一級から六級にあてはま
る方

「精神薄弱者に準ずるご老人」

愛の手帳が交付される程
度にあてはまる方

「家庭奉仕員の派遣」

この制度は昭和三十七年から
実施されております。
生活保護を受けている方や、
それに準ずる方で、日常家族以
外の人の世話を受けていて、家
族が病弱などで介護できない
などの場合に派遣します。
お伺いするのは、週二回程度
それぞれ半日づつで、食事の世
話、買物、掃除、せんたく、身

のまわりのお世話や話し相手な
どをいたします。

以上のことについて、すべて
福祉事務所でご相談に応じてお
りますので、ご遠慮なくお申し
出ください。

福祉事務所で行なう
各種相談のご案内

母子相談

世の中には不幸にして配偶者
を失い、母子家庭（母が二十歳
未満のお子さんを持つ）とい
うようになった方が大勢おられ
ます。
これらのかたがたのあらゆる
相談に応ずるため、福祉事務所
に母子相談員がおかれています。
相談は、母子福祉資金の貸付
母子寮への入所、母子休業ホ
ム利用券の交付、母子世帯証明
書の交付その他あらゆること
について行なっていますので、気
兼ねなくお来所ください。

家庭相談

世の中が複雑になるにしたが
って、家庭内においてもいろい
ろと解決しにくい問題が生じて
います。
重度身体障害児の方へ
給付対象を六歳からに
重度身体障害者の日常生活用
具の給付内容がかわりました。
いままでは、身体障害者手帳を
もち、下肢または体幹に一、二
級の障害がある十八歳以上の方
と限られていましたが、今度か
ら六歳以上の方も給付の対象と
なりました。給付する生活用具
（浴槽・湯沸など）はいままで
と同じです。
お伺いするのは、週二回程度
それぞれ半日づつで、食事の世
話、買物、掃除、せんたく、身

これらの家庭生活上の悩みをお
持ちのかたがたのために、親身
になって相談に応じ、助言、指
導をするために家庭相談員がお
かれています。
相談はすべて無料で、お聞き
した秘密はかたく守りますので
安心して相談していただけるこ
とです。

婦人相談

保護または指導を必要とする
ご婦人について相談に応ずるた
めに、専門の婦人相談員がおか
れています。
相談は、母子福祉資金の貸付

図書館から

豊島図書館 郷土史収集活動の成果
豊島風土記出版

豊島図書館では、昭和四十三
年四月以来、郷土史収集活動の
一環として、地元古老の方々に
お集りいただき、「豊島の昔を
記録する会」を続けてまいまし
た。こうした地味な活動が背景
となり、今回の「豊島風土記」
の出版事業へと発展したもので
す。
今日、私たちの生活環境に対
する、より人間的な関心が高め
られているとき、このような郷
土史の出版が地域住民の方々の
参加を背景として動機づけられ
たことは、郷土史の意義をより
一層高めるものと思えます。
今回の出版は、文化財の保護
伝承、生活文化の記録継承とい
う大きなテーマを目的とするも
のですが、それと同時に郷土史
が一般の方々の日常的な感覚か
ら遊離したところで専門的な歴
史論を論ずるのでなく、私たち
の身近な、より日常的な感覚
の中で親しまれ、理解されるも
のでなければならぬという一
つのねらいをもつものでもあり
ます。
そうした企画により、誰にで
も親しまれ、また気軽に読める
ように、版型も新書版で、本文



親しまれる図書館に
開架方式で再スタート

昭和三十三年六月に創設され
た豊島区立豊島図書館は、現在
蔵書総数五万八千冊、年間利用
者総数十五万八千人と成長して
きました。が、図書の内容と閲覧
方式の面で、問題を含んで
おりました。
今回、書庫のスペースをひろ
げ、同時に図書館を一層利用さ
れやすいものとするため、書庫
の構造を旧来の開架方式から、
利用者が直接自由に図書を借
から選び出せる開架方式に改め
再出発いたしました。
また、図書の館外への貸出し



け、生活・職業についての助言
指導、関係機関への連絡紹介そ
の他あらゆる面について相談に
応じています。お伺いした相談
内容については、絶対に秘密を
守りますので、ご安心のうえお
気軽においでください。
これらの相談についてのお問
合せは福祉事務所総合相談室
（内線32）へどうぞ。

告知板

▼集英社 スキー教室
日時 昭和47年1月22日（土）午
後2時30分～4時30分
午後9時～10時
会場 日光湯元温泉スキー場
講習内容
スキーの基本技術、運動会
参加資格
定員 50名
費用 500円
▼区民スキー講習会
日時 昭和47年1月17日（月）か
ら20日（木）まで
会場 野沢温泉スキー場
定員 105名
費用 七、五〇〇円

▼豊島図書館でこども会
12月11日（土）豊島図書館（東
町3の8）で電話336〇八〇）で
こども会を行ないます。
内容は、「スライドによるおは
なし、えいが、うた」などで一
年生以下は午後2時から、二年生以
上は、午後2時40分からです。
▼千早図書館でこども会
毎週金曜日午前10時30分から1
時間、千早図書館（千早2の32電
話836一）で、半前のご
もを対象に行ないます。
内容は、スライド、おはなしな
どです。

告知板

▼豊島区民、子ども（小学二
年生から中学一年生まで）
※子供一人に保護者一人が必ず付
添ってください。
費用 おとな、子どもともに三、
五〇〇円
受付 12月1日から体育係（内線
48）に会費を添えてお申込
みください。

▼区民スキー講習会
日時 昭和47年1月17日（月）か
ら20日（木）まで
会場 野沢温泉スキー場
定員 105名
費用 七、五〇〇円
告知板 第二回
日時 昭和47年2月18日（日）か
ら21日（月）まで
会場 黒根高原スキー場
定員 105名
費用 八、七〇〇円
※参加資格 豊島区に住んでいる
か、勤務している人
受付 12月1日から体育係へ予約
金三、〇〇〇円を添えてお申込
みください。



私立幼稚園児の保護者へ補助金を交付します

私立幼稚園に通園する幼児の保護者の方の経済的負担を軽減する一助として補助金を交付します。まだ請求していない方は至急申請してください。

補助金を受けられる方は下記のそれぞれに該当する方です。

- ▽区内にお住いの方で(住民基本台帳に登録されている方)
- ▽昭和四十六年四月一日現在満五歳の幼児(五歳児に限る)で▽私立幼稚園(区外の幼稚園に在園する場合も含む)に通園させ

給与支払報告書

給与支払報告書・年末調整事務を誤りがないようにするため、徴収義務者(事業主)のみならず対象としてつぎの日程により説明会を開きます。なお当日は所得税の源泉徴収年末調整事務と支払調書などについても説明いたします。ぜひ出席ください。

説明会についてのお問い合わせは

- ・給与支払報告書関係 区役所総務課課税課
- ・区民税第三係 981-1111 (内線246/249)
- ・年末調整事務関係 区民税第四係(電話251-1111)
- ・税務署法人税源泉所得税 第一部門源泉担当
- ・支払調書関係 区民税第四係
- ・税務署所得税第一部門 資料担当

電話 981-2171

児童館 クリスマスのつどい

高田児童館 97六〇〇
日時 十二月十八日(土)
午後二時~四時三十分

内容 児童と職員による劇ほかゲーム(賞品があります)ご家族おそろいでおいでください。

西果鴨児童館 915三〇一
日時 十二月十九日(日)
午後一時十五分~

内容 歌・ゲーム、プレゼント交換、キャンドルサービスなど



納め忘れの国民年金 保険料は今のうちに

二年以前の納め忘れの国民年金保険料は、昭和四十七年六月三十日までに、月額四百五十円で納めることができます。この期日がすぎますと、納めることができなくなり、国民年金は、六十歳までに二十五年以上(昭和五年四月一日までに生まれた方は、二十四年から十年に短縮されます)保険料を納めていないと、年金の受給資格を失います。

この機会に、国民年金手帳を確かめて、保険料の納め忘れのないようにしてください。

未納期間などがわからないときは、都庁民生局国民年金部国民年金第四課(電話251-1111 内線251)へお問い合わせください。

国民年金保険料の割引制度があります

十二月分をまとめて前納しますと、保険料が割引になりますのでご利用ください。

お米の通帳の有効期間が延長になります

現在消費者がお使いになっている一般用米穀類購入通帳は、有効期間がさらに一年間延長になり、昭和四十七年十一月三十日まで、また業務用の米穀類購入通帳についても昭和四十七年十月三十一日まで有効になりますので、そのままお使いください。

版権教室にどうぞ

年賀状用の版権を作ります

期間 十二月二日(木)から十二月十四日(火)まで

対象 幼児からおとなまで

定員 六〇名(先着順で受付)

くわしいことは 西果鴨児童館915三〇一へ。

商工相談所へ ご利用ください

本区経済課内にある商工相談所では、中小企業の経営・金融・経理・税金「不況対策」および店舗設計・陳列など経営全般の相談に専門の診断士がお待ちしています。

相談日は 平日午前九時~午後三時 土曜午前九時~正午 となっております。どうぞお気軽にご相談ください。

年末たすけあい運動

・11月21日~12月10日まで

・目標額 420万円

官公所たより

◇粗大ごみ収集作業は年末年始の一般家庭ごみ収集作業に併せて12月15日から1月16日まで中止します。

◇ごみの自己運搬による十五号地への持込みは12月30日から1月4日まで中止します。

豊島 清掃事務所へ

年末年始の窓口ご案内

- ▽区役所・出張所 年末：十二月二十八日まで 年始：一月四日から
- ▽区民センター・公会堂・振興会館 年末：十二月二十五日まで 年始：一月六日から
- ▽区民センターの各種相談も同じ。ただし、法律相談は一月十三日(木)から
- ▽豊島荘・秀山荘・高麗清流 年末：十二月二十七日(の) 宿泊)まで
- ▽児童館 年末：十二月二十八日まで 年始：一月四日から
- ▽厚生会館・共同作業所 年末：十二月二十八日まで 年始：一月四日から
- ▽勤労青少年センター 年末：十二月二十七日まで 年始：一月六日から
- ▽公益質屋 年末：十二月二十九日・三十日は午前九時から 午後六時まで、三十一日は午前九時から 午後八時まで
- ▽体育館・体育場 年始：一月四日から
- ▽年末：十二月二十六日まで 年始：一月五日から

職業訓練生募集

都立の各職業訓練生をつぎのとおり募集しています。

◎大塚職業訓練校 918〇四二

科	昼間部	夜間部
洋服	30名	30名
洋裁	30名	20名
経理印刷	20名	20名
タイフ	30名	30名
経理事務	30名	30名
トレース	30名	30名
機械製図	30名	30名
電気設備	30名	30名
冷凍空調	60名	60名
冷凍空調	60名	60名
電気設備	30名	50名
オフ印刷	30名	30名
タイフ	30名	30名
測量	30名	30名

◎中野職業訓練校 31〇四三一

調理事務	30名	30名
和文タイフ	30名	20名
印刷製図	30名	30名
機械製図	30名	30名
冷凍空調	60名	60名
電気設備	30名	50名
オフ印刷	30名	30名
タイフ	30名	30名
測量	30名	30名

◎板橋職業訓練校 94四三二

機械製図	80名	30名
化学分析	30名	30名
自動車整備	30名	30名
溶接	30名	30名
塗装	30名	30名
塗装	30名	30名
プレス成形	30名	30名
経理事務	60名	30名
王子職業訓練校 91〇四八		
技術	30名	30名
機械	30名	30名
溶接	30名	30名
自動車	60名	30名
溶接	30名	30名
機械検査	30名	30名
トレース	60名	60名

募集期間 12月25日(土)まで

応募方法 各訓練校に直接申し込るか職業安定所へ。

選考日時 (昼) 昭和47年1月10日 午前9時 (夜) 昭和47年1月16日 午前9時

入校日 昭和47年4月1日

くわしいことは、各訓練校に直接おたずねください。

年末を控えて 登記をされる方へ

十二月に入りますと登記などの関係事項が急激に増加し混雑しますので、登記の申請並びに持参本印鑑証明書などの請求は、なるべくお早めにお願ひします。

東京法務局板橋出張所へ

池袋六ツ又交差点 右折禁止のお知らせ

最近池袋六ツ又交差点の直進者と右折車の交通事故が多くなってきましたので、さる十一月九日からつぎのとおり右折禁止となりましたのでご注意ください。

▽東国寺方面から王子方面(明治通り)への右折

▽蓮田寺方面から大塚辻町方面(春日通り)への右折

▽蓮田寺方面から六ツ又交差点方面への右折

池袋警察署へ

固定資産税、都市計画税第3期の納期限は12月27日です

年末近くになりますと、窓口の混雑が予想されます。お早めに都内の郵便局または銀行などの金融機関の窓口をご利用のうえお納めください。

個人事業税第2期分の納期限は11月30日でしたが、納め忘れの方は12月31日まで引き続いて都内の銀行などの金融機関(郵便局は除く)の窓口でも扱っていますのでこれらの窓口をご利用ください。

豊島税務事務所へ